

開催日：平成 25 年 12 月 18 日

会議名：平成 25 年第 6 回定例会（第 3 日 12 月 18 日）

○（吉田章浩議員） 公明党の吉田章浩でございます。介護保険サービスについて、一般質問をさせていただきます。

今までも高齢者が住みよいまちづくりや、高齢者福祉計画についてなど、高齢者福祉について質問を行ってまいりました。今回、私のほうからは、福祉サービスの向上を目的に、介護保険サービスの体制強化や情報提供のあり方について質問をいたします。

他市と比較する中でも、本市は昭和 40 年代から 50 年代前半にかけての急激な人口増加により、団塊の世代が多いという特徴も含めて、平成 27 年には高齢化率が 26.9%と推計されていることや、高齢者人口 3,000 人から 6,000 人、人口 3 万人に 1 か所という国基準に沿った形で近隣市の 2 倍以上の 12 か所に地域包括支援センターの整備をされてきたこと、そして、その割合の重要性や必要性、中でも時間経過の中で平成 18 年度からの 4 年間で 4 倍以上になる年間 6,000 件以上の総合相談の大幅な増加は、高齢化の進展の中で必然的なことだとも感じますし、これまでの福祉事業に対して一定の評価をしながらも、地域包括支援センターの公正・中立な立場から、その透明性や周知の推進を強く要望してきたところで、今後ますます介護保険サービスを受ける上での総合相談等の問題の解決力が、本市の持つ重要な課題であると感じているところです。

国は、高齢化が一段と進む 12 年後の平成 37 年以降において、適切な医療・介護等のサービスが受けられる社会を実現すべく、できる限り住みなれた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステムの構築を、平成 24 年度を取り組みのスタート年と位置づけしており、本市もその必要性の認識とともに、平成 24 年 3 月に策定された高齢者福祉計画・介護保険事業計画を着実に実施するとともに、本市に住んでおられる高齢者の方々の状況を十分に踏まえ、住みなれた地域で、いつまでも健やかに安心して暮らし続けられるように取り組んでいきたいと示されてきました。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の初年度は、機構改革を行い、介護予防事業と地域包括支援センターの所管課を介護保険課から長寿生きがい課へ移し、また大阪府から権限移譲された介護サービス事業の指定、指導の権限を福祉指導課が担当し、福祉、介護サービス等の質の向上と、適切な連携に向けた体制整備を図ってこられました。

また、現計画の進捗状況は、高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において年 2 回進捗報告を行い、点検評価を受けられ、地域包括支援センターに

ついでの評価では、高齢者の取り巻く状況や、引き続き住みなれた地域で、安心して暮らせるように配慮した政策を実施してほしいとの多数のご意見や介護保険財政の健全性が保たれるように努力してほしいとのご意見もあったと伺いました。

私は、既に迎えている超高齢社会が、さらに上昇を続ける高齢化率の状況の中で、社会環境の変化、核家族化、希薄化等が重要な課題とも感じ、ひとり暮らし高齢者を初め、寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者がますます増加する環境で、予防の取り組みや相談業務の充実、適切な情報の提供が問題の解決力に必要な体制だと感じています。

まず初めに、お尋ねいたしますが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、間もなく2年になろうとしています。現計画の課題整理や進捗状況、また、今後目指す地域包括ケアシステムをどのようにお考えなのか。

また、機構改革での成果や、地域包括支援センターの質の向上への取り組みについて、それぞれお聞かせいただき、1問目といたします。

〔健康福祉部長（西岡博史）登壇〕

<PAGE="137">

○健康福祉部長（西岡博史） 介護保険サービスに係ります数点のご質問にお答えいたします。

まず、高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況につきましては、平成24年度における要介護認定者数は1万4,044人であり、対計画値の1万3,550人から494人増加しているものの、介護給付費の執行率は、対計画値94.6%となっており、ほぼ計画の範囲内で推移している状況でございます。

課題につきましては、介護が必要となる方の増加に伴い、地域包括支援センターに寄せられる介護サービス、福祉サービスなどの多様な相談の増加とともに、地域包括支援センターの支援体制の確保などが挙げられます。

また、本市の地域包括ケアシステムにつきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療、介護、予防、住まい、生活支援を提供するそれぞれの主体が連携し、一体的に提供することにより、市民が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、それぞれの役割が発揮される地域を構築することであると認識しております。

次に、機構改革による成果でございますが、介護予防事業と地域包括支援センターの所管を高齢者事業を所管している長寿生きがい課へ移行したことにより、介護予防の意識の向上や高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知などが効率的に提供できるといった効果があり、また、大阪府から移譲されました介護保険事業等の指定等の事務を、社会福祉法人等を所管する

福祉指導課へ移行することにより、指導監督体制の充実を図ることができるなど、効果がございました。

最後に、地域包括支援センターの質の向上への取り組みについてですが、市が主体で実施しております地域包括支援センターの管理者を対象にした連絡会や、関係専門機関と合同で行います地域包括ケア会議の開催を通じまして、情報共有や職員の質の向上に取り組み、また地域包括支援センター主体で実施しております担当圏域ケア会議や専門職種別に行う会議等を実施しながら、高齢者の総合相談窓口としての機能、役割の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○（吉田章浩議員） ご答弁をいただきまして、現計画の中で、特に介護認定の状況や介護給付費の執行率については、計画の範囲で進行しており、やはり地域包括での多様な相談の増加については、必然であるように、支援体制の確保、強化が必要であると理解をしました。

また、今後の対応では、医療、介護、予防、住まい、生活支援の提供については、それぞれの主体の連携と、一体的な提供、それぞれの役割が発揮される地域の構築が重要で、これらの課題検討も加速的に進めなければいけないと感じたところです。

機構改革においては、取り組みの効果を示され、さらなる充実に期待を寄せていきたいと思っておりますし、地域包括支援センターの質の向上についても、情報共有や職員の質の向上の取り組みに一定の評価を感じながら、さらなるレベルアップに期待をしていきたいと思っております。

さて、2問目になりますが、先日、高槻中央地域包括支援センターの視察をさせていただきました。JR高槻駅南口のグリーンプラザ3号館2階に設置され、利便性に恵まれたセンターと感じました。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3職種の方々と3人のケアマネジャーの計6人で虐待防止や早期発見、権利擁護、予防給付や介護予防事業、長期継続のケアマネジメントなど、公正・中立のもとで、支援する側の思いではなく、利用いただくご本人の思いを大切に、ミニ市役所との気概で取り組んでいるとのことをお話を伺いました。

立地環境からも相談件数は多く、圏域以外の方からのご相談も丁寧に応じ、お住まいの圏域にある包括支援センターにつなぎ、また業務の一つである介護予防支援での要支援1・2に認定された被保険者に対するケアプランの作成等についても、利用者本位の立場で進めていただいていると感じました。

最近では、ご家族からの相談が一番多く、次いで地域の方や医療機関からの相談ということで、特に困難事象がふえてきており、相当の時間をかけて継続しているケースもあり、専門的な関係機関との連携を密にしながら、相談があ

った場合には、まずは現場確認との思いで、携帯電話を片手に24時間365日の体制で臨まれている姿勢には、たとえ仕事と言えども、頭の下がる思いがいたしました。

そのような状況でも、各種サービスの提供には適切な情報提供が重要で、研修会へ参加し、質の向上を目指していること、また、認知症の理解を深めてもらうために、認知症予防講座等の講演など、民間企業へも出向いていかれ、目まぐるしい日々を送られている印象を受けた次第です。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画や、ご答弁でもありましたが、地域における自立生活の支援に向けて、地域包括支援センターについては、相談件数の増加に対応できる職員体制の強化や、スキルアップ、質の向上等、人材の育成や確保が今後の課題と示されているとおり、同様の説明を聞き、取り組む中でも利用者本人はもとより、家族や地域との信頼関係も重要な視点だと伺いました。

さて、現計画に情報についてのアンケート結果が示されています。高齢者向けのサービスや施策の情報について、要支援・要介護認定者の入手先で一番多いのはケアマネジャーで、次いで「広報たかつき」や市が発行するパンフレット、3番目に地域包括支援センターと続いており、65歳以上の未認定者では、広報紙やパンフレットが一番多い情報入手手段となっているようです。

ちなみに、市のホームページやケーブルテレビの情報入手については、比較すると相当少ない結果になっていますが、総務省が示すように、60歳以上のインターネット利用状況は、おおむね増加傾向にあるが、世代や年収間の格差はいまだに存在すると言われているところからも、インターネットからの入手が少ない要因だろうと推察しています。

しかし、現計画にも示されているとおり、介護サービス情報を利用者が活用できるように、市のホームページからリンクしている指定情報公表センターの周知に努めるとあり、次の世代のことも含め、情報の発進については、さらに充実をしていくべきだと感じています。

そこで、お尋ねいたしますが、本市では年度ごとに「高齢者暮らしに生かそうサービスガイド」を発行いただいておりますが、介護、福祉、保健、医療の概要的な内容になっていると感じます。近隣市では、圏域ごと、施設ごとの介護保険サービスに特化したガイドブックを作成し、ケアマネジャーの情報源や、利用者または利用者家族の情報源として情報共有を図る中で大いに役立っていると感じました。

私の家族の場合でも、介護認定のときには、他市で特化したガイドブックがあり、理解が深まりました。これまでの経験からも心配される内容として、今後どう進めていけばよいのか、在宅が希望なのか、どんな施設があるのか、ど

れぐらいの費用が必要なのか、施設の空き状況はどうか、心配は募るばかりでした。

最終的には、現地や現物で利用者等の判断になりますが、特化したガイドブックがあることが、相談を進める上でも効果・効率的で親切なことだと考えますが、いかがでしょうか。

また、福祉指導課においては、居宅サービス等の事業所一覧がホームページでアップされていることや、介護保険課においても大阪府のホームページと本市のホームページをリンクさせていることについては、一定の評価はしていますが、大切なのは内容です。本市は、中核市として権限移譲を受けていることから、独自の細やかな情報提供、例えば、施設の概要だけではなく、費用等も含めての詳細なサービス提供をしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。それぞれの見解をお聞かせください。

以上、2問目といたします。

<PAGE="139">

○健康福祉部長（西岡博史） 介護保険サービスに係りませぬ情報提供に関するご質問にお答えいたします。

本市におきましては、毎年、介護保険制度の概要や各種介護サービスの内容、検診等の介護保険以外のサービスの概要をまとめた「高齢者暮らしに生かそうサービスガイド」を作成し、市民の皆さまが制度を利用するに当たっての情報源として役立てていただけてきたところでございます。議員仰せの、圏域ごと、施設ごとに特化しましたガイドブックは、現在のところ作成いたしてはおりませんが、今後、利用者の皆様が自分に合った事業所、施設を安心して選んでいただくために、費用等の詳細な情報提供のあり方について、近隣市の取り組み等も参考にしながら検討を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○（吉田章浩議員） 最後は、質問と要望とさせていただきます。

ご答弁のとおり、近隣市の状況等も調査いただき、本市の利用者等の気持ちや立場に立った検討を行い、さらなる充実を図っていただきたいと思います。

地域で受ける市民相談には、相談窓口のことや、老老介護の心配、同居家族が介護のストレスを感じ、悩んでいるとのお声を多くいただいております。

国では、2年後に介護保険の法改正が検討されています。私は、今後の進捗状況を考えると、高槻市として高齢福祉、介護サービスの加速度的な取り組みの充実が今、必要だと強く感じています。これまでのことをしっかり検証した上で、地域包括ケア体制の整備に向けての具体的な取り組みをお願いしたいと感じます。

増加する総合相談や困難事象を含めた相談内容、そして、問題の解決力、高

槻市が委託する地域包括支援センターの重要な役割や必要性に鑑み、利用者や利用者家族との信頼関係のもと、安心して利用いただくためにも、サービス向上のための人材の育成や確保などの体制強化と、適切な情報提供の確立を急がなければいけないと思います。

2問目で、信頼関係についても触れましたが、私は、10月の決算審査特別委員会におきましても、平成24年度の介護保険特別会計の審査を行い、市が委託する地域包括支援センターの公正・中立の重要性に触れ、高槻市がしっかりと透明性を確保していく立場にあり、そうしていかなければ市の責任が果たせないと申し上げてきました。

近隣市では、本市の一步先行く取り組みとして、地域包括支援センターの運営協議会において、要支援者が要介護認定となった際に居宅介護支援事業者につないだ件数と、包括支援センター別、市内の介護施設別で、ケアプラン作成の委託先への件数をホームページ上で公開しています。これらは透明性をあらかず重要性と、さらにサービス向上への安心と信頼につながると、その思いで決算委員会でも指摘、要望させていただきました。

最後に、これら要望の現在の進捗状況と今後のあり方、あわせて地域包括ケア整備に向けての決意をお聞かせいただき、質問を終わります。

○健康福祉部長（西岡博史） まず、地域包括支援センターの透明性の確保について、その進捗状況でございますが、現在、地域包括支援センターが要支援者の方が要介護者となった際に、委託先となる居宅介護支援事業所へつないだ件数に係る集計を行うなど、適宜把握に努めているところでございます。

地域包括支援センターの今後のあり方につきましては、本格的な高齢社会が到来すると予測される中で、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を送るために、地域包括ケアのコーディネーターや関係機関とのネットワークづくりを担う中心的な役割を果たしていく必要があると考えておりました、介護保険制度改正の状況を踏まえながら、体制整備等について十分な検討を行っていく必要があるものと考えております。

最後に、地域包括ケアシステムの整備に向けての決意ということでございますが、段階の世代が75歳を迎えられます2025年度を目途に、住みなれた地域において、自分らしい暮らしを継続するための包括的な支援体制の実現に向けて、医療、介護、生活支援等、それぞれの主体が連携し、一体的なサービスが提供できる新体制の構築を医療関係者、介護事業者、また地域の方々など、関係機関、関係者との連携を深めまして、着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。